

「はかり(体重計)」ご使用の 医療・学校関係等 の皆様へ

～正しい「はかり(体重計)」で、正確な健診等を～

健診等において測定した体重を診断票等に記載し、通知や報告等を行う場合は、計量法に定める「証明」(※)に該当しますので、これらの体重測定に使用する「はかり(体重計)」については、以下の事項を遵守してください。

公正な「証明」を行う上で非常に重要となりますのでご注意ください。

■ 検定証印等 が付いていること

「証明」に使用する「はかり(体重計)」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものでなければなりません。

(計量法第16条)

これに違反すると、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくはその両方が科せられます。

(計量法第172条)

検定証印等は、その「はかり」が計量関係法令に定められた基準を満たし、公正な「証明」に使用できる証です。



よくある誤り

左の「家庭用計量器基準適合マーク」が付いた「家庭用計量器(ハルメーター等)」は「証明」行為には使用できません。

はかりのどこかに
なければなりません



検定証印

又は



基準適合証印

■ 定期検査を受けていること

「証明」に使用している「はかり」は、2年毎に定期検査を受けなければなりません。

(計量法第19条)

これに違反すると、50万円以下の罰金が科せられます。

(計量法第173条)

なお、定期検査に合格した「はかり」には、「定期検査済証印」が付いた合格シールが貼られます。定期検査受検後、引き続き「はかり」を「証明」に使用する場合は、この「合格シール」が貼られていることを確認してください。

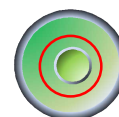


合格シール

■ 正しく使うこと(水平・ゼロ点)

正しい測定値を得るためには「はかり」を正しく使用することが大切です。体重測定を行う前に、以下のことを必ず確認してください。

- 「はかり」が傾いていないか？
(はかり(体重計)に付属する水平器で確認)
- 「はかり」の表示値が「0」になっているか？
(ゼロ点の確認)



水平器



※「証明」とは、「公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう」と定義されています。(計量法第2条)

定期検査を受けるまで

■ 事前調査

2年毎の定期検査の実施時期が近づくと、使用されている「はかり（体重計を含む）」の状況などについて、市町村 から調査があります。（計量法第22条）

■ 定期検査通知・受検

事前調査結果に基づいて、定期検査を受けなければならない「はかり」を使用されている方には「定期検査通知」が送付されます。通知の案内に従って定期検査を受検してください。

なお、案内された期日や会場で受検できない方は、「はかり」を設置している場所で、計量士が行う検査（これを「代検査」といいます（計量法第25条））を受けることもできます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

お 問 合 せ 先

このチラシの内容や、その他「はかり」についての不明な点等があれば、以下まで、お気軽にお問い合わせください。

奈良県工業振興センター 計量検定室
〒630-8031 奈良市柏木町129-1

TEL：0742-30-4705 FAX：0742-36-8517

★ただし、はかりを使用している場所が奈良市内の場合は、以下にお問い合わせください。

奈良市役所 産業政策課

TEL：0742-34-4741

正しく
はかりましょう



せんとかん